# 村々の百姓役目について

下 地 和 宏 (宮古島市総合博物館協議会委員)

### はじめに

本稿の切っ掛けは、本永清から謹呈された「人頭税関連語彙」(『沖縄文化』第44巻2号・2010年)である。本永はニコライ・ネフスキーの『宮古方言ノート』(複写本・2005年)を分析して、20項目にまとめている。本永は「人頭税関連語彙を紡ぐことで、宮古の人頭税制度について何か見えてくるものがありはしないか。」との思いつきがその動機だとしている。「宮古・八重山の人頭税が廃止されて約20年前後の村人の記憶をきちんと書きとどめたという点でも、今日そうした口承資料が少ないだけに、これは利用価値の高い資料といえよう。」とネフスキーの労作『宮古方言ノート』を高く評価している。

国仲寛徒は明治6 (1873) 年4月、佐和田村で生まれた。宮金氏の末裔である。同年10月には最後の検使富川親方一行が来島し、翌明治7年12月「規模帳」を布達した。明治7年といえば、福里・西原の2か村が生まれた年で、宮古は38か村になった。

明治 12 (1879) 年 3 月、6 歳の国仲寛徒はいわゆる「琉球処分」に遭遇した。明治 19 年 11 月、13 歳の時、伊良部小学校が国仲村に設立された。寛徒は宮古島高等小学校をへて、明治 25 年 4 月沖縄師範学校に入学した。在学中に宮古は人頭税廃止運動で揺れ動き、明治 26 (1896) 年 11 月、農民代表 4 人が上京した。寛徒は明治 29 年 3 月、沖縄師範学校を卒業、母校伊良部小学校の訓導をへて、明治 34 年 8 月、若干 28 歳で伊良部小学校の校長に抜擢された。 2 年後の明治 36 (1903) 年 1 月、およそ 70 年続いた人頭税の廃止を伊良部小学校でむかえた。

明治 41 (1908) 年4月、「沖縄県及島嶼町村制(特別制)」の施行で平良村、城辺村、下地村、伊良部村が誕生すると、末期の人頭税社会を体験した国仲寛徒(35歳)は、官選の初代伊良部村長に就いた。大正9 (1920) 年4月、市町村制・府県制特例が撤廃され、公選で2代目村長に就いた(47歳)。

その2年後の大正 11 年7月、ニコライ・ネフスキー (30 歳) が言語・民俗調査で初めて来島した。本永も触れているように、大正 11 年といえば人頭税が廃止されてから未だ 20 年もたっていない、人頭税社会の余韻残る時代であった。国仲寛徒は初めて会ったロシア人ネフスキーに人頭税に関する語彙などを懇切に説明した。同時代資料ともいえる人頭税に関する語彙(主に佐和田字) は貴重な資料となっている。

ネフスキーの資料の他、「宮古島諸締帳(抄)」がある。この資料は砂川玄正が「近世時

代・各村の村役制度」として『宮古島市総合博物館紀要』第11号(2007年)に紹介している。 私はこの資料の翻刻を他に確認していない。「富川親方八重山島諸締帳」は現存しているの で、この資料も富川親方の「諸締帳(抄)」とみられる。原資料が行方不明なのはなんとも 惜しまれる。

本稿ではネフスキーの『宮古方言ノート』 (複写) を基に百姓役目について、他の資料との比較検証を通して人頭税社会の百姓生活の一端に触れてみたい。必要に応じて八重山の資料も参考として援用する。

# 1、村々の成立

1609 (万暦 37) 年、薩摩は琉球に侵略その支配下においた。王府は 1614 年、宮古の諸村に番所を設置、5年後の 1619 年には各村に績織房(苧績屋・ブンミャー)を設置した。以下、村々の成立の変遷について概略を述べる。

「宮古・八重山両島絵図帳」(1647年作成)には4間切2島25か村が記されている。但し、根井間村、中きや泊村、きんす川村、伊良部島くがい村、にし村の5か村には「此の村当時無之」、川みつ村には「無之むかしの川満村ならん」、伊良部島国仲村には「無之むかしの事也」と向朝祥(下地親雲上朝祥)とされる書き込みが見られる。

その後、1686 年に川満村と佐和田村、1714 年に嘉手苅村と大浦村、1716 年に保良村と野原村、1725 年に長間村など、およそ 40 年間で 7 か村が村建てされ、「雍正旧記」(1727 年作成)では 30 か村になっている。

さらに池間村からに国仲村 (1737 年) と前里村 (1766 年)、伊良部村から仲地村 (1766 年)、 佐和田村から長浜村 (1766 年)、下里村から西里村 (1727~37 年)が分村した。また新城村 (1727~39 年)と比嘉村 (1727~43 年)が村建てし、7か村増えているので 37か村になるはずだが、「御当国御高並諸上納里積記」 (1753 年作成)には 36 か村しか記されていない。これは平安名村が記載されていないことによる。しかし、家譜によれば 1818 年には平安名目差、1835 年には平安名与人が発令されている。平安名目差は 1841 年、1851 年にも発令されているので、平安名村は「里積記」では記載漏れと見られる。

王府末期の1874(明治7)年、西里村最寄りから分離した福里村と池間島から分村した西原村が村建てした。「沖縄統計集成」(1880年・明治13年)によれば宮古は38か村である。平安名村は記載されていないので、明治初期にはすでに廃村になっていたと見られる。

他に西里添村、下里添村、東仲宗根添村、池間添村、前里添村の5つの添村がある。ところが、「沖縄県宮古島々費軽減及島政改革請願書」(明治26年)には4枝〔添〕村とある。 残念ながら添村名は記されていない。

## 2、「規模帳」にみる村番所

各村の村番所には首里大屋子あるいは与人、目差の噯役人が原則として常駐することになっていた。噯役人が管掌する担当の村を噯村といった。その噯村には耕作筆者や杣山筆者および仮筆者の村役人も配置された。但し、杣山仮筆者は1767年の「与世山親方宮古島規模帳」で廃止され、耕作仮筆者に配置替えされた。

与世山親方は「宮古島規模帳」で村番所敷地内の建物の規模について次のように規定している。90 年後に来島した検使翁長親方の「宮古島規模帳」は確認されていないが、その 18 年後、最後の検使富川親方の「宮古島規模帳」は、与世山親方の「宮古島規模帳」(70~72 条)を踏襲している。

- 70、諸村の**番所**は廂ともに3間半角〔12 坪余〕、**苧績屋**は廂ともに長さ5間に横3間〔15 坪〕、以後ともに作り替える時は、右の規定を超えないように村の負担で行うべき事。
- 71、右の**村番所や苧績屋**は御用布を織り調える重要な所である。ところが、時々出火で御用布が焼失したこともあるというので、成るだけ次第に瓦葺きにすべき事。
- 72、諸役人が村詰めの時、首里大屋子および与人は番所に、目差や杣山筆者および耕作筆者は外宿している。宿主が迷惑しているというので、今後は番所の敷地内に**目差の詰家** 1 軒、廂ともに3間角〔9坪〕、**杣山筆者と耕作筆者の詰家**1軒、廂ともに長さ3間横 2間半〔7坪余〕を村の負担で作り、外宿は全て禁止すべき事。

附

- 一、番所の敷地は広いので目差や杣山筆者および耕作筆者の詰家はかや葺きで作り、 万一出火があっても番所や苧績屋へ類火の及ばぬように引き離すこと。番所の敷 地が狭く〔詰家作りが〕検討できない場合は添地で対応すべき事。
- 一、平良五か村は諸役人の居住域なので、番所の敷地に詰家を作る必要はない。

(「与世山親方宮古島規模」1767年・37~38頁)

以下の規模帳でも同様の趣旨を通達している。

「富川親方宮古島規模帳」193・194条 (1874年・387頁)

「与世山親方八重山島規模帳」100・101 条(1767 年・40~41 頁)

「翁長親方八重山島規模帳」193・194条(1857年・67~68頁)

「富川親方八重山島規模帳」173・174条(1874年・64頁)

富川親方は「宮古島諸村公事帳」で村番所石垣の内側に樫木、福木、やらぶ木などの樹木、 その他真苧、唐藍、芭蕉を植え、菜園および樫木、棕櫚の苗代を作るように、余地の有効利 活用について指示している。大神村および多良間島の仲筋・塩川・水納村の4か村を除く34か村2添村(下里添村・西里添村)について具体的に余地の広さを示して植え付けの指示をしている。

- 一、諸村の番所の囲いには、余地が広くあるので、囲の石垣より内側三方には樫木、福木、屋ら部の間2尺間で5本並べて植え、残余地は左の通り土地を分けて真苧、唐藍を模合で作りまたは村中に植え付け用の樫木・棕櫚などの苗代や村用の野菜などを作らせ、番所詰めの大ちやたちにそれぞれ心付けして、噯役人・筆者は念をいれ下知すれば、在番・頭が巡察の際見分して、万一不届きの稜があれば、相当の咎めを申し付けるべくこと。 附
  - 一、諸木が生長すれば番所の作り替えや修補の時などに遣う際は担当の蔵筆者に申し出て在番・頭の印紙で以て伐採し、ただちに植え補うべき事。
  - 一、真苧・唐藍は出来高を詳しくとりまとめて在番・頭に提出し印紙免の上付け届い たすべき事。

(「富川親方宮古島諸村公事帳」279頁)

※樫木ついて八重山では次のように定められている。

127、樫木・イク木は重要な御用木で、みだりに切るのは以前から取り締まりを仰せ渡してあるので、盗伐して商売する者があれば、当人は勿論、関係の役々も重科に処し、 買い取った者も木を取り上げた上、重科に処すべきこと。

(「富川親方八重山島規模帳」53頁)

### 3、佐和田村番所

国仲寛徒村長(当時)は、佐和田村番所に関する語彙について、ニコライ・ネフスキーに次のように説明を行っている。『宮古方言ノート』の語彙は音声表記・漢字の順序になっているが、編集の都合上順序を入れ替えた。また、片仮名は平仮名に置き換えた。説明の最後には(国仲)と記されているが、記入されてないものについては記入忘れとみて(国仲寛徒か)と記した。便宜のため『宮古方言ノート』上・下巻の頁数も記した。

佐和田村での呼称が、他村でも同じように呼称されていたかどうかを判断する資料は持ち合わせていない。ネフスキーが書き遺した語彙は、少なくとも大正 11 年の頃まで佐和田字では理解されていた言語と見られる。国仲寛徒が説明した村番所の建物の配置をもとに平面図を作成してみた。佐和田村番所に限定された平面図であることを断っておきたい。

1、番 所 bangu(佐和田)。 bumm'a:ともいう。

里の中央にありて 3、字佐和田を治めたる公署なり。その面積壱千三百拾五坪にしてその 中に左の建物ありき(国仲寛徒か。上101頁)。

- (イ) 本家 (uikaja:) (ロ) uk'uzzaja: (ハ) nagaja:

- (二) aźźa: (木) takara ja: (ta:ra ja:)
- (∼) fu *it*a:
- ※「雍正旧記」は佐和田村番所について「未申の間〔南西〕に向かう。村の真中にあり」 と記している。(51頁)

# 2、本 家 uikak-ja:(佐和田)

筆者の家。番所(bangu)の中にある建物。本家と書く。与人、目差、筆者、加勢、二才 頭の出勤するところにして一番座、二番座、裏座、囲炉裏の4室あり。南向きにて 間口奥 行共三間半〔12 坪余〕。(国仲寛徒。下 433 頁)

70、諸村の**番所**は廂ともに三間半角〔12 坪余〕、**苧績屋**は廂ともに長さ 5 間に横 3 間〔15 坪]、以後ともに作り替えるときは、右の規定を超えないように村の負担で行うべき事。 (「与世山親方宮古島規模帳」37頁)

# 3、uk uzza ja: (佐和田)

番所の中にある建物。本家(uikaja:)の西にあり、二間半角[6坪余]の建物にして惣聞・ サバクリ等の詰めたる所也。又械 (アシカセ) に填めらる罪人をも此の家の土間 (添屋 sui ja) に拘留したり。(国仲寛徒。下 458 頁)

# **4、長屋** naga ja: (佐和田)

番所の中の建物。本家(uikaja:)の南に一棟、uk'uzzaja:の南に一棟、各間口四間半、 奥行三間位[13.5 坪] あり。而して一定の距離に**半窓を造り光線を入れたり**。貢布を織る 所にして**細上布織女**(pataim-ura)、**勢戸**(sidu) [sidugama とも称し織女の手伝いを なす女] 共に十数名。毎日歌いつつ、泣きつつ作業したりけり。(国仲寛徒。上569頁)

明治期に来島した旧米沢藩主の第2代沖縄県令上杉茂憲、旧弘前藩の探検家・笹森儀助、 農民代表4人に対応した内務省書記官一木喜徳郎らは、「苧績屋」の状況を次のように観 察している。上杉県令は「場内暗黒恰も囹圄の如し」、笹森儀助は「暗うして薄暮の如し」、 一木書記官は「獄舎に似たり」と強烈な印象を受けたことが思いしれる。

## 「上杉県令先島巡回日誌」(明治15年)

貢布織工場あり。四方竹を組みて囲繞し、所々**日光を引く窓**を開き、僅に窓下の一部分 物を見ることを得ると雖も、その他に至ては場内暗黒恰も囹圄 [牢屋] の如し。〈中略〉 ま

た其処に因りては時々猥褻奇恠 [わいせつきかい] の所業ある由を聞きおよべり。 (72 頁) [久貝村番所の] 織工場をのぞみ見るに、織婦数人ありて当時皆糸を操る。場内不潔にして織婦等の小児居ながら尿し、あるいは脱糞し、臭気鼻を衝き蒼蝿屋内に満つ。而してこの近村は最も奇怪の取業頻々として行われる処なりという。 (73~74 頁)

### 笹森儀助『南島探験』 (明治27年)

西〔里〕村番所の表札あり。入れば一村取扱の事務所にして、沖縄の村屋と全じ(他府県戸長役場に類する者也)。事務所の三方を燒りて、掘立小屋6間に4間〔24 坪〕、或は4間に3間〔12 坪〕等各種の棟あり、藍小屋あり、織坐あり。織坐入口6尺〔1.8 仁〕、その囲いは萱或は小竹の類を用い、巾2尺に長1尺位の窓を鑿ち、中に平ら機〔地機〕10 台斗り備う。織婦皆、業に就けり。機坐の端末に一機一人づゝの助手あり。精巧の反布を織る、皆然り。坐の中間に至れば、日光達し難く、暗うして薄暮の如し 織坐の下に蚊遣火を置く。(179~180 頁)

#### 「一木書記官取調書」(明治27年)

織婦が織立に従事する状態を見るに、皆各村の織場に集まり、**暗黒にして床なき矮屋**に機杼〔地機〕を構え、10数人一舎に雑居し、布筑の監督を受けて織立に従事し、多数の幼児は母を慕いて舎外に群集し、頗る喧騒を極む。**その状稍、獄舎に似たり**。(79頁)

手叶と称し一機に一人宛を選定して織婦を補助せしめ兼て将来織婦となるの練習を為さしむ。その負担する所の原糸〔綛糸〕は半額を免除す。織婦及び手叶の数は現時合わせて 1300 余人とす。織婦は織方の最も巧なる者より与人之を命じ、辞することを許さず。 又織方の最も難き者は織婦の最も巧みなる者をして、之を担当せしむ。 (79 頁)

# **5、藍屋** azza: (佐和田)

綛を染むる所にして大染 (ukuzumi)、中染 (nakazumi)、小染 (sumi-gama) 詰めたり。 位置は番所 (banʒu) の西隅にて東向きなりき。 (国仲寛徒。上82頁)

### 6、**俵 屋** takaraja: (佐和田)

番所の中の建物。本家(uikaja:)の東に石垣を隔てて二棟あり。租税たる栗俵を蔵置する 倉庫にして、蔵屋(kuraja:)ともいいたり。番所番(bumma:ban)は毎夜2人宛建物の土 間に宿直したるなり。(国仲寛徒。下270頁)

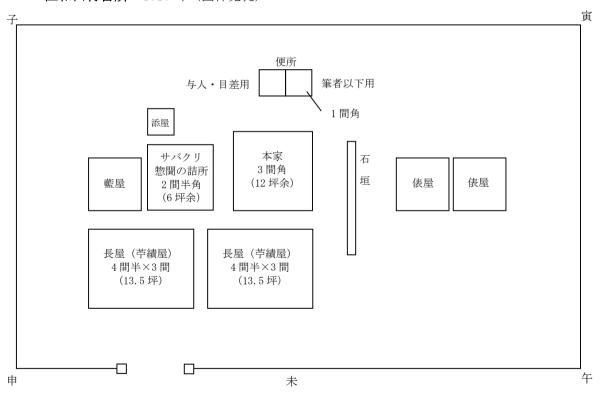
各番所に公舎2、3ヶ所あり。其の一つは村中の貢粟を集め百姓与〔組〕頭等を会し、与 人之を監督し、貢粟を精選し草包を脩束す。是れ宮古島粟包の緻密にして且つ美なる所以な り。其の他の公舎は貢布を織る所なり。毎冬村中の婦女を此に集め翌年の貢布を績織せしむ。 (尾崎三良「沖縄県視察復命書」明治15年・32頁)

# **7、便所 fu λ**a: (佐和田)

番所の中の便所。本家(uikaja:)の東角の後にある。一間角の萱葺きにて与人、目差のみ使用したり。筆者以下はこれに接続せる豚を入れたる雪隠を使用せし也。(国仲寛徒。上172頁)

佐和田村番所の1~7までの建物の配置は下記の図ように示すことが出来るであろう。 ただし、添屋、藍屋、俵屋についてはその規模が示されていないので適当な大きさにした。 また本家と俵屋の間にある石垣の長さも適当な大きさにしてある。

# 佐和田村番所 1315 坪 (国仲寛徒)



富川親方は各村番所の余地の有効利活用について「宮古島諸村公事帳」で指示しているが、 佐和田村番所については以下の通りである。

余地惣高は屋セル3つ、坪にして709坪9合2尺の内。

番所余地は屋セル2つ40ハカ、坪にして591坪6合。

内

屋セル1つ40ハカ、坪にして354坪9合6尺は唐藍敷地。

50 ハカ、坪にして 147 坪 9 合は菜園敷地。

20 ハカ、坪にして 59 坪1合6尺は棕櫚・高久葉の苗代敷地。

10 ハカ、坪にして 29 坪 5 合 8 尺は大ちやの心付け。

外、40 ハカ、坪にして118 坪3 合2 尺は屋敷三方に諸木の植え付け分。

(「富川親方宮古島諸村公事帳」283 頁)

# 4、百姓役目の人数

百姓の役目には「規模帳」あるいは「公事帳」などで定められた役職の他、村役人らが勝手に百姓に負わした役目があるので、人数が増加し残りの百姓が負担を強いられ困っているという。与世山親方も富川親方も百姓の役職については廃止および減少を通達している。定められた役職には夫賃粟免除の特典が与えられている。明治期の資料によれば、村筑(貢納免除)、地佐事、村佐事、紺屋、馬佐事、遠目番、山ノヒヤ、蔵ノヒヤ、小与佐事、手代、下代などは夫賃粟免除の役目である。夫賃粟免除の規定は不明だが、「公事帳」によれば大ちや、小横目、海廻などの役目も見られる。百姓役目の夫賃粟免除いっても宮古と八重山とでは役目やその数にも違いが見られる。たとえば、宮古の村佐事は各村4人であるが、八重山の村佐事は各村1人である。

「宮古島諸締帳」と「八重山島諸村公事帳」から具体的に見ることにする。どちらも富川 親方が布達したものである。八重山の資料には宮古にも関連すると見られるものも多々ある ので抽出して参考とする。

#### 諸村役目の人数並びに勤定めの事

- 一、諸村百姓役目の儀、御規模〔法定〕外ニ不成合の〔ふさわしくない〕役職、又は人数多く相立て、御用物・上木物・雑物の調え方並びに夫賃米・村公役等を差許し、余の百姓共が引負け、難儀候迄ニて無之、不宜仕向共段々〔良くないやりかたがいろいろ〕有之。此節〔この際〕、引方〔廃止〕・減少ニて、左の通り村役目の人数並びに勤職を相定置き候間〔定めおくので〕、緩やかの儀共無之様〔いい加減にならないように〕、勤方可申し付く事。
  - 一、村 筑 壱人 但、上納御免。
  - 一、地佐事 弐人
  - 一、村佐事 四人

一、紺屋人 弐人

池間・前里両村の紺屋人は、遠方海路の所、綛糸染調え方ニ付いてハ、毎度平良並に佐那 浜を往還致し、両人にては手式廻り兼ね〔手が回りかね〕候に付、壱人宛重々申し付く。

一、山のひや 弐人

但、四行は夫賃御免。

五拾壱歳より五拾五歳までの頭泇の男より

一、大ちや 弐人

赤頭並びに頭迦の男の内その柄〔人柄〕の者より

一、小横目 弐人

但、二行は頭泇の者罷り居らず候はばその訳を申し出、正男より申付くべく候。

外、引取 〔廃止〕 候役目

六人の内減少

- 一、村佐事 弐人
- 一、惣聞の事 一、布筑の事 一、原佐事の事 一、むれ佐事の事
- 一、山芋堀人の事 一、野菜佐事の事

「〔富川親方〕宮古島諸締帳」(1874年)

「富川親方八重山島諸村公事帳」から宮古関係を取り上げる。

33、百姓役目は法定外の役職、また兼務を申し付けるべきなのを別に立て、かつ人数も多い。 いずれにせよ取り分けふさわしくないので、この際、廃止するもの、減少するもの、兼務 するものなど、左の通り職務ならびに人数を定めるので、村役人が人柄を見て順繰りに課 すこと。毎年12月20日までに問合座へ提出し、在番・頭の印紙で申し渡すこと。

附

一、村小横目の務めは、いろいろなことが法定どおりに行われているか、もし不審なことが起これば、在番・頭・惣横目にすぐ申し出ること。毎年の親廻りの時、村の善し悪しを申し出て、かついつも村中の掃除ならびに鶏・豚の飼育や菜園の仕立てを指図し、また所管の浦を時々見廻って、村役人へその守備を申し出る事。

村小横目は2人、頭迦の者より。

一、村筑は、上納物請取り払いの時、升目・斤目を明白にして取り払い、すこしも不法 なことがないように念を入れて務めること。

村筑は1人、正男より。

一、村佐事は、御用布は女頭とともに指示する。また正男中の人数ならびに免除される 人、病人を詳しく調べ、夫役を使う時は分け隔てなく順繰りに申し付ける。もし病気 または何か差し支えがある時は、一家に 2、3 人いるところに申し付け、分け隔てが ないようによく考えて務めること。

村佐事は1人、正男より。

他に次の役目を廃止する。

一、**惣閉** 一、**馬佐事** 一、村佐事(盛山・野底・桃里・崎枝・名蔵・南風見・仲間の7か村) 一、浦廻 一、払除当 一、山ふさ 一、与那国島の牧当

(「富川親方八重山島諸村公事帳」18~24頁)

- ※ 女頭 (ブナズィ): 貢納布を織る婦女たちの監督にあたる女性 [正女] の下級役職。 大女頭 (ウフブナズィ) と小女頭 (ブナズィナー) がある。大女頭は小女頭を指揮、小 女頭は織女たちを世話すると同時に村番所の雑役にも従事することがあった。「沖縄 旧慣地方制度」によれば、女頭の任期は1年で、人員は172人であった(「沖縄大百 科事典」下386頁)。「女頭」は宮古では見られない役職である。
- ※ 浦廻は宮古の海廻、山ふさは山当、払除当は多良間島の払除下知構、牧当は伊良部下 地の牧馬佐事に相当する役目と思われる。
- ※ その他廃止された役目には、苧藍下知人、警固人、村ふさ、仲兄、 村佐事付夫、与那 国島の嶽当、かん当、目人、浜屋番などがある。

# 5、百姓の役目

明治27年3月頃、「旧慣温存」調査のため来島した内務省の一木喜徳郎書記官によれば役目を負わされた平民(百姓)の総数は494人(明治26年の「請願書」では380人)にのぼるという。各村に1人づつ配置されていた「惣聞」は冨川親方によって廃止されたが、「請願書」では「惣聞36人、年俸粟8俵」とある。一木書記官の取調書には「村頭」という役目が出てくる。国仲寛徒によれば「惣聞は村頭ともいう」らしい。一木書記官のいう「村頭」とは「惣聞」のことであろうか。いずれにしても少なくとも明治の中期までは「惣聞」という百姓役目があったことになる。とすれば冨川親方が廃止したはずの「惣聞」は廃止されずに存続したということだろう。

一木書記官は百姓役目の概要を次のように述べている。

専ら平民中より任命せらるるものあり。**村筑、 地佐事、紺屋**等是なり。其の総数 494 人なりと雖も、**手代、下代**(蔵元小使)の外別に俸給を得くることなく、ただ貢納免許(村筑)、又は夫賃免許を得くるのみ(地佐事以下)。村筑以下は与人、目差以下各村吏員および**村頭**(村内に於て筑登之の位を有する者)協議して之を任命す。(「一木書記官取調書」75 頁)

明治26年度より始めて予算協議会を開き、明治26年度は各村の**村筑**及び**地佐事**各1名を以て之に充てたれども、役所長の諭示により**総代**を公選することとし、十数か村に於ては選挙を終り、本人より承諾書を差出せり。(「一木書記官取調書」76頁)

### 1、村 筑

その起源は不明。初見は18世紀初頭の史料。各村に一人ずつ配置され、百姓の納める各種の上納物の量と重さを正確に計り、違法なことがおこなわれないように観察した。1701年の「参遣状」によると、村筑は上納分と夫役を免除され、村番所に詰めることが慣例となっていた。(「沖縄大百科事典」下641頁)

「宮古島諸締帳」(1874年) 村筑 1人〔1か村定員〕。計36人。貢納免除。

「沖縄旧慣地方制度」(明治26年) 定員は36名。任期は無期。俸給は貢納免許。

「沖縄県旧慣租税制度」(明治28年) 貢納免除。

- ※定員は36人なので36か村に1人ずつ選任されたことになる。宮古は38か村なので2か村は選任してないことになる。「多良間島公事帳」によれば、水納村は島の百姓から村筑1人、小横目1人を選任するように通達されている。とすれば村筑が選任されていない2か村とは大神村の他どこの村であろうか。
- 102、諸上納穀を管理させるために、村々の経費で**俵佐事**といって正頭より 2 人づつ当てているが、村役が増え百姓の難儀する原因となっているので、今後は諸上納の管理は**村 筑**担当に申し渡し、その上、五人組ごとに本付け人を設け管理させ、**俵佐事**は禁止すべき事。(「与世山親方宮古島規模帳」1767 年・46 頁)

#### 水納島勤め方の事

- 一、水納島は船路の小島なので、噯役人が島に常駐して下知することが出来ないので、水納島百姓のうち確かなる者から**小横目**1人、**村筑**1人を立てて諸事の下知を勤めさせるべき事。右の通り役人は〔島を〕離れて〔職務して〕いるので、風俗かれこれ耕作方に油断なきように、毎月一度ずつ与人と目差を交替で耕作筆者を連れて下り下知方に念を入れるべき事。(「多良間島公事帳(抜粋)」1874年・327頁)
- 276、**村筑**は一か村に一人ずつ定め、免夫などを付けて置かれたが、上納物の検査役は極めて激務で全員が疲弊し、一人では役務を果たせないとの理由で、道光元年(1821)から一か村に中男二人ずつと定め、諸上納物も免除してきた。しかし、咸豊3年(1853)

からは中男一人ずつに変更した。今後もとりあえずその通りに申し付けること。

(「翁長親方八重山島規模帳」88頁)

# 2、惣 聞 s'u:zïcï (佐和田)

村頭(sunto:)とも称え、平民を治むる職にして、平民より選出す。その職務待遇は二頭 (nisaigassa) に似てそれより厚かりき。(国仲寛徒。下241頁)

※二才頭:定員3名にて士族より選出す。筆者以上の指揮を受け士族に公事を仕達し、 又は租庸調の徴収をなしたり。給料は無く上納を免じ且つ士族の正人(saunin)2人を して交互に其の田畑を耕せしめたりき。(国仲寛徒。上619頁)

「宮古島諸締帳」 惣聞。廃止された役目の一つ。

「沖縄県宮古島々費軽減及島政改革誓願書」

各番所には、惣聞1人、アイザー3人、ジイサジ2人、サバクリ2人、ヌノサジ2人、 36番所で合計360人いる。4枝村[添村]の20人を加え380人にのぼる。

これらは皆若干の俸給がある。内地でいえば所謂小使のことである。 (57 頁) 惣聞:計36人。年俸8俵(一人宛6升6合余)。

「下地町誌」 惣かき (平民代表)。 貢租・貢納布の賦課徴収の補佐。 (177 頁)

「下地小学校沿誌」明治27年8月20日

学務担当者両角政之君来校、訓導及び学区案内人、**総聴、地佐事、二才頭**を招集し校舎新築費及び学務担員、生徒に関する事件を協議せられたり。(「宮古教育誌」184頁)「八重山島諸村公事帳」 惣聞。廃止された役目の一つ。(23頁)

- 43、前条の上納不足の者たちを身売りさせなければならない時は、五人組と**村頭**が吟味した上で証文を整え、噯役人が奥書きをして、間切の頭へ添書を申請し、なるべくその村内へ身売りすべきこと。
- 207、右二か村〔池間・前里〕は百姓らが病気に罹り快気すれば、神酒や酒・肴を準備し**村頭** および親類を集めて祝う旧い風俗があり、出費していることがあるという。良くないこと なので、今後は禁止すべき事。 (「与世山親方宮古島規模帳」31 頁・69 頁)
- 35、諸村役人・筆者は**宿番**の童男の外 13 歳より 14 歳までの童男へ請米を申し付け、**村頭** らは得用いたしよろしくない処遇なので、取り締まりを申し渡しおくので、厳重に指図 致すべきこと。
- 95、村々の御用布カセは割入帳に勘定すれば在番・頭が押印し、**布筑・村頭**又は百姓正女の内2、3人および筆者一同御用布座へ招き寄せ、在番・頭・惣横目は出張して一人持ちワ

ラ算を取りさせたら、御用布座役人は村々へ行き、一人持ち前の板札に記て**構サバクリ**に渡し、百姓には家内人数の持ち高ワラ算などを取りさせ、在番・頭が 面引き合わせでやって来たとき厳重に指図致すべきこと。

211、盆、歳暮の訪問のため**村頭・サバクリ**並びに御用布織女・同手叶が多人数揃って、役 人筆者の家々へ行くことは禁止すべきこと。

(「富川親方宮古島規模帳」365 頁・374 頁・389 頁)

#### 百姓面引合せの時勤め方の事

- 一、村の病者・片輪人は**村頭・サバクリ**が細密に調べて申し出れば、噯役人が見届けた上 「面付帳」を調整して担当の蔵筆者に提出すれば、直接対面して本人であるかどうかの 見届けがなされること。(「富川親方宮古島諸村公事帳」274 頁)
- 240、毎年村々の担当役人へ年頭の祝儀は、多人数で出かけると出費もかさむというのはよくない。今後は**村頭**2、3人を超えないようにすること。
- 410、与那国島で何か訴訟が起こった時、**村頭**の者たちが両方から賄賂を取り、その物品の 多少に応じて解決するというのはあってはならないことである。以後、右のような取り扱 いのないよう取り締まること。(「翁長親方八重山島規模帳」240頁・410頁)
- 3、地佐事 3 ïsa 3 ï (伊良部・佐和田)

定員 2 名。穀物の徴収係り。平民に限る。惣聞の部下、サバクリの一つ。待遇は二才頭に 准ず(国仲寛徒。上 155 頁)。

※サバクリ(sabakuri/ sabahu): 地佐事、布筑、佐事等の総称(「方言ノート」下 125 頁)「宮古島所遣座例帳」 36 か村、1 か村に 2 人宛で 72 人。 (803 頁)

「宮古島諸締帳」 2人〔1か村定員〕。計72人。夫賃免除。

「旧慣地方制度」 定員は72名。任期は無期。 雑給は夫賃免許。(87頁)

「請願書」 2人 計72人。年俸2俵(一人宛8合3勺余)。(57頁)

「下地町誌」 地佐事 (づーさず)。2人。農業奨励係。(177頁)

#### 4、村佐事

起源は不明。初見は18世紀初頭の「参遣状」。貢布作りを指図する。正男の人数を調査し、 夫役を平等に全百姓にまわすように手配する。(「沖縄大百科事典」下640頁)

「宮古島所遣座例帳」 36 か村、1 か村に4 人宛で144 人。(803 頁)

「宮古島諸締帳」 4人〔1か村定員〕 144人。夫賃免除。「但、2人減員〕。

「旧慣地方制度」 定員は144人。任期は無期。雑給は夫賃免許。ただし「佐事」とあり、

「村」の脱落であろう。 (87頁)

「旧慣租税制度」 夫賃免除。(374頁)

- 103、**村佐事**6人の勤めは、**噯**役人の下で諸公用をさせるために設けてあるが、噯役人は私用を申し付け、公用は家内の者どもにさせているという。村役を設けた意味が無く法外なやり方で良くないことなので、今後は**村佐事**には本来の勤めを申し付け、噯役人が私用を申し付けることは禁止すべき事。(「与世山親方宮古島規」47頁)
- 36、噯役人は**村佐事**、その外役目の者を本職の外私用に召し遣うことは厳重に禁止すべき こと。(「富川親方宮古島規模帳」375頁)
- 105、**村佐事**は付夫5人で毎日苧績屋に詰めているが、付夫は村役人に召し遣われ、佐事を困らさせているという。はなはだ法外のやり方なので今後は止めること。

(「与世山親方八重山島規模帳」41頁)

307、**村佐事**ならびに小女頭を、役人がおえか屋あるいは自宅に引き込んで召し使う者もいるが、道理に背くことである。以後右のことのないよう取り締まること。

(「翁長親方八重山島規模帳」97頁)

**5、紺 屋** aźźa: (佐和田)

藍屋。定員3名。貢布(pataim)に用うる綛を染むる係。その他は地佐事に同じ。(国仲 寛徒。83頁)

「宮古島所遣座例帳」紺屋。池間・前里両村 3 人宛、大地 32 か村は 2 人宛。70 人。夫賃 免除。(803 頁)

「宮古島諸締帳」 紺屋人。2人。但、池間・前里両村は3人宛 計74人。夫賃免除。

「旧慣地方制度」 紺屋。定員は 74 人。任期は無期。雑給は夫賃免許。(87 頁)

「請願書」 アイザー。3人。計108人。年俸2俵(1人宛5合6勺)。(57頁)

「旧慣租税制度」 紺屋。 夫賃免除。(374頁)

「下地町誌」 藍屋(あずや)。2人。細上布の原料の染色係。(177頁)

**6、馬佐事** mma-sa3ï (佐和田)

牧場番のことなり。平民の上男 10 名ばかりをこれに当てたり。馬筆者どもと共謀して貢 馬を盗みし悪例あり。(国仲寛徒。上 508 頁)

「宮古島所遣座例帳」 一人にて五分宛。伊良部下地牧馬佐事。12人。 (803頁)

「旧慣租税制度」 牧場番人。夫賃免除。(249頁)

200、牧馬の積み越みは、佐和田・長浜両村の**馬佐事**が担当することを申し付ける。ただし クリ舟は、伊良部五か村で順繰りをもって出し、舟賃は帳面で払い出すべき事。

(「富川親方宮古島規模帳」388 頁)

## 7、遠目番人

「宮古島所遣座例帳」 遠目番人。狩俣村 12 人、池間・前里両村で 12 人、伊良部・仲地両村で 6 人、来間・宮国・保良 3 か村は 1 か村 6 人宛、仲筋・塩川両村で 6 人。計 54 人。

「旧慣地方制度」 遠見番。定員は54人。任期は無期。雑給は夫賃免許。(87頁) 「旧慣租税制度」 遠見番人。夫賃免除。(249頁)

一、遠目番人は12人に召し付け、5日詰めで一晩に2人ずつ勤め、1人につきアダンバニ間筵1枚ずつ納めていたが、以来6人で一晩に1人の勤めを申し付け、筵の調え方も免除した。そうして当番の際は<u>風根</u>見届け、毎朝担当の役人へ報告する。ただし何某へ交替する際は、確実な首尾を申し出て、勤めるよう申し渡すこと。

附、病気の者は同役の内より代理を頼み引き継ぐこと。

(「多良間島公事帳(抜粋)」318頁)

#### 8、山ノヒヤ

山ノオヒヤ:山林管理にあたる。惣山当の次役。(渡口真清「近世の琉球」479頁) 「宮古島所遣座例帳」 山ノヒヤ。36か村。1か村に2人宛 72人。 但夫賃免除(803頁) 「宮古島諸締帳」 山のひや。2人〔1か村定員〕。夫賃免除。

「旧慣地方制度」 山ノオヒヤ。定員は72人。任期は無期。雑給は夫賃免許。(87頁) 「旧慣租税制度」 山ノヒヤ。夫賃免除。(374頁)

#### 9、蔵ノヒヤ

「宮古島所遣座例帳」 蔵ノヒヤ。12人。(803頁)

「旧慣地方制度」 蔵ノオヒヤ。定員は12人。任期は無期。雑給は栗14石4斗先および 夫賃免許。

「旧慣租税制度」 蔵ノヒヤ。夫賃免除。(249 頁)

184、百姓らの位階は大切な事なので、諸座の**手代・下代・佐事・蔵ノヒヤ・諸細工**ならびに諸村百姓役目の者どもは「勲功帳」を2通作成し1通は蔵元に保管する。役務を交代するときは在番の印紙で申し付け、早速この帳簿に記載し、在番が捺印し、各担当の役人から位階の推薦書を提出すれば、この帳簿と照合して勲功の軽重や年数の多少など

を十分に検討し、寄せ書きをして提出する。〈後略〉(「富川親方宮古島規模帳」385 頁)

※諸細工:桶細工、鍛冶細工、瓦細工、木細工、畳細工、多良間紙漉。

諸細工は夫賃免除。

(「沖縄県旧慣租税制度」374頁)

58、**諸細工**を使うとき、食事だけだして手間米を渡さない者もいるという。良くないことなので、今後は手間米は法に定めた通りに渡して使うべきこと。

附、食事を出した時は手間米からその分は差し引くべきである。

57、地船三艘の通事以下、船水夫および役人付の水夫の旅中の手間夫は、寄夫では使い難く迷惑というので、今後は現栗で渡すべきこと。

附、**諸細工や紺屋人**ならびに**手代や下代**の超過勤務の手間夫も右に同じ。

(「与世山親方宮古島規摸帳」35頁)

203、諸細工は、公私ともに欠くことのできない職業なので、奉公人・百姓らで得意とすることはそれをいとわず嗜むように申し渡すべきこと。

(「富川親方八重山島規摸帳」71頁)

### 10、小与座佐事

「宮古島所遣座例帳」 小与座佐事。 12人。 (803頁)

「旧慣地方制度」 小与坐佐事。定員 12 人。任期は無期。雑給は夫賃免許。(87頁)

#### 11、下代・手代

下代とは諸収納座へあって升取あるいは茶湯煮方あるいは掃除方をなす役名なり。但し 壮年のものなり。手代とは同上の役目にして老年のものなり。(「沖縄県史」21・770頁) 手代、下代は王府時代の下級役人。各役座で下代を勤め、功績を積んだ者を任ずる。

(「石垣市史叢書 2」77 頁・81 頁)

「旧慣租税制度」 手代、下代。夫賃免除。(249頁)

「一木書記官取調書」 手代·下代(蔵元小使)。(75 頁)

「富川親方宮古島規模帳」184条 13、蔵ノヒヤの項。

#### 12、布 筑 nunu-c ifu (佐和田)

定員2名。貢布に用うべき苧績女、織女、勢戸等を指揮する係。その他、地佐事に同じ。 (国仲寛徒。上650頁)。

「宮古島諸締帳」 布筑。廃止された役目の一つ。

「請願書」 布サジ。2人。計72人。年俸2俵(1人宛8合9勺余)。(57頁)

「下地町誌」 布佐事(ぬぬさず)。2人。細上布織の指導監督係。(177頁)

130、 諸御用布は、とりあえず藍蔵で染めて織っている。それで、村々から人夫が多く来るので、もろもろの指示をするために村々から**布筑**といって2人ずつ村の費用でさせているという。村役の増員は百姓疲弊の原因となるので、以後、御用布の調え方はすべて村の負担で引き請けることになれば、この**布筑**は廃止すべき事。

(「与世山親方宮古島規模帳」53頁)

「富川親方宮古島規模帳」95条 2、惣聞の項

# **13、筑** c ï f u (佐和田)

定員2名。夫役招集の係。その他は〔地〕佐事に同じ。(国仲寛徒。下390頁)

#### 14、島 筑 sïmacïfu (池間)

監督役。平民から選ばれたもの。(国仲寛徒か。197頁)

# 15、サバクリ sabakuri/sabafu (佐和田・平良)

「宮古方言ノート」 サバクリとは地佐事・布筑・佐事等の総称。(下125頁)

「請願書」 サバクリ。2人〔1か村の人数〕 36か村で計72人。(57頁)

「下地町誌」 捌理(さばくり)。3人。小使。(177頁)

「富川親方宮古島規模帳」95条 5、布筑の項。

# **16、親飼養** u jac ï kana ʒ (佐和田)

平民の女が筆者加勢の食事を賄いしを云う。此の女は貢布のため、番所(bangu)に出ずるを免ぜらる。(国仲寛徒。下 445 頁)

#### **17、可被追遣者** wa:iguna (佐和田)

正人(saunin)の年齢に同じ。平民に限る。吏員に奴隷の如く使役せらし也。(国仲寛徒。 下 495 頁)

「伊良部郷土誌」 可被追遣者 (ワアイゴナ)。 平民の 17 歳から 40 歳までの男で吏員に 奴隷のように使役された。 (46 頁)

gu-min (伊良部・佐和田) 御免。平民の男即ち wa:iguna 〔可被追遣者〕にして一カ年栗 8表を上納し夫役に出でず、家業のみに従事するもののことなり。(上 212 頁)

#### 18、組 頭 fumgassa (伊良部・佐和田)

fum (伊良部・佐和田) 組。一手 (ti:) を若干の組に分ち (1 組約 5 戸) 、組頭を置き これに指揮せしめたり。 (国仲寛徒。上 179 頁)

ti: (佐和田) 「手」の意。東手 (agalti:)、最中手 (mnakati:)、西手 (ilti:)の 三 つに分ち、自治的に租庸調、その他衛生勧業の勝負を為さしむること。今の分会の区域の如し。 (国仲寛徒。下 305 頁)

#### 19、山 番

公有林の監視役で平民の壮年数名がこれに充てられ、山筆者の指揮を受ける。

(「伊良部郷土誌」46頁)

### 20、百姓頭

宮古の資料では見られないが、「翁長親方八重山島規模帳」(303 条)、「富川親方八重山島 諸村公事帳」(43条)などに見られる。

303、村々の所管の役人・筆者が**百姓頭**と申し合わせ、貧しい者を無理強いに従わせたり、 諸御用物ならびに上木物・雑物を割り当てる時も、種々非法の行いがあり、百姓は迷惑していたという。今後は右のようなことをすることなく、どんなことも正しく勤めること。もし非法な行いがあった場合は、所管の役人・筆者はもちろん、**百姓頭**にも厳科を仰せ付けること。(「翁長親方八重山島規模帳」96 頁)

## 6、 頭迦の役目

頭迦とは納税の義務を負わない正頭 (15~50歳) 以外の人々をいう。すなわち 14歳以下の 童、51歳以上の老年のこと。これらの百姓にも役目が負わされていた。たとえば定められた 役目には「大ちや」「小横目」「海廻」「宿番」などが見られる。大ちやには「筑大ちや」 と「村大ちや」があったようだがその違いは分からない。また多良間島には「払除下知構」 という役目もみえる。払除とは掃除の意であろう。頭迦の役目と思われる。

与世山親方も90年後の翁長親方も同様に、頭迦の百姓役目について「八重山島規模帳」で以下のように通達している。

92、諸村の頭迦の者が勤める百姓役目は、人数が限定されていないので、村によっては多かったり少なかったりしている。役人が見立てて時々増やし、職務以外のことに役人が利用し、頭迦の者が困っている村もあるという。今後、頭迦の者が勤める役目は村の大小を考慮して人数を決め、頭迦の者に平等に人柄を見て順番に勤めるように申し付けること。(「与世山親方八重山島規模帳」38頁)

「翁長親方八重山島規模帳」280条でも与世山親方の92条は踏襲されている。

# 1、大爺僕 uk'u-zza: (佐和田)

定員2名。湯をわかし、火をとる係。これはサバクリに非ずして、平民の老男を交代出仕せしめたり。(国仲寛徒。下458頁)

番所の掃除、茶湯、菜園の拵えなどを行う。 (「宮古島諸締帳」)

「宮古島諸締帳」 大ちや。 2人〔1か村定員〕 51歳より55歳まで。

「旧慣地方制度」 大チャー 定員は72名。任期は5年。雑給はなし。(87頁)

「下地町誌」 大父 (うぷす°や) 2 人。湯沸し又は役人の接待係。50 歳以上の男子。177 頁) 180、 宮古島は用船やくり舟の水夫賦役として、正男二人ずつ「大勢頭」として村小役を立てているという。村小役が増えることは、百姓が疲弊する原因となるので、このような任務は**筑大ちや**に申し付け、大勢頭役は禁止すべき事。

198、 村大ちやならびに海廻は、前々から頭迦に申し付ける決まりであるが、正頭も一緒にして勤めさせているの者もいるという。 良くないことなので、今後は正頭に申し付けるのは禁止すべき事。

附 頭迦がいない村は正頭ではなく村小役に申し渡すべき事。

(「与世山親方宮古島規模帳」65頁・68頁)

68 大ちや他の任命文書 (明治 16 年 7 月)

覚

- 一、大ちや 弐人 加治 かね、寺 まつかね
- 一、地佐事 壱人 西筋 かまと
- 一、村佐事 弐人 おすまつろ弟 やま、五らおもや男子 つろ
- 一、海 廻 壱人 ふとら けさ
- 一、払除下知構 壱人 吉か かめい 右の通り申し渡す。以上。

未七月

水納目差

塩川与人

(「多良間村史・第2巻資料編1王国時代の記録」422頁)

161、石垣4か村の道の**払除**[掃除]**下知役**は、1か村に無役の二才を6人ずつ、下使いは 頭迦の百姓から3人ずつ立てて、毎月1日、15日に小与座へ首尾を報告すること。

(「富川親方八重山島諸村公事帳」57頁)

# 2、手 代

手代とは諸収納座へあって升取あるいは茶湯煮方あるいは掃除方をなす役名なり。但し老年のものなり。(「沖縄県史」21巻・770頁)

一、 **手代**は石垣の4か村の頭迦人の中から6人選び、2月から7月中は毎日1人ずつ出勤させる。その手間米は所遣座で計算して精算すること。

附、予定外の御用が起こった場合は、2、3人ずつ呼び寄せて使役すること。 (「富川親方八重山島諸締帳」65頁)

## 3、小横目

惣横目方の配下にあって喧嘩口論、怪我死、殺害、法を犯す者、溢死、溺死など、台風・旱魃 で作物が損失した場合など、あるいは火事のとき放火・怪我・火事の原因などを調べてその首 尾を報告する。また井川や道路の掃除を指示する。(「宮古島諸締帳」)

182、頭、惣横目や惣横目筆者および蔵筆者から諸村の**山当や小横目**および**海廻人**その他村役者どもを時々雇い入れ、賃米を払わず使っているという。良くないことなので、今後はこのようなやり方は禁止すべき事。(「与世山親方宮古島規模帳」65頁)「宮古島諸締帳」

赤頭ならびに頭迦男の内その柄の者から

一 小横目 2人。

但、頭迦の者がいない時はその訳を申し出、正男より申し付けること。

- **4、海廻人** 「多良間村史」第2巻(422頁)
- 5、山 当 「伊良部郷土誌」の山番と同じ役目か。
- 6、宿番 jadu-ban (伊良部・佐和田)

与人、目差の定宿に使役せられたる平民の下々男の一名。(国仲寛徒。上259頁)

- 73、噯役人や杣山筆者山や耕作筆者および耕作仮筆者の宿番には 14 歳以下の男子を一人ずつ配置すべき事。
- 215、多良間島詰役人の宿舎の用水は、正女が順番で村の負担で汲んできたが、14歳以下の男子を1人ずつ**宿番**として付けてあるので、正女の用水汲みは禁止すべき事。

(「与世山親方宮古島規模帳」70頁)

「富川親方宮古島規模帳」35条 2、惣聞の項

7、馬 供 mma-dumu (伊良部・佐和田)

更員の乗るべき馬を人民より挑発してその馬に付き歩くを勤むるものなり。平民の男児 13 歳および 14 歳なるものこれに当たりき。(国仲寛徒。上 504 頁)

#### 7、 廃止された百姓役目

与世山親方が廃止を通達した百姓役目は(1767年)、村役人が「役目相立」たもので法定

外の役目なのであろう。すなわち村役人の都合で勝手に役目を作って百姓に押しつけ、付夫 や追立夫などの夫役を免除することが日常化していたらしい。翁長親方は八重山の頭迦の百 姓役目について「前々は人数を定めず、役人らの必要に応じて増やし、役務以外の私用にも 使っている」ことを指摘している(1856 年)。八重山では前述したように 16 もの役目の廃止 を通達している。宮古では与世山親方の通達が改善されなかったのか、富川親方も同じよう に廃止を通達している(1874 年)。

### 「与世山親方宮古島規模帳」

102、 俵佐事 1、村筑の項。

199、野菜佐事、 牛皮佐事、 山芋堀佐事および海そう佐事などと称する役目をつくり、 付夫または追立夫を免除している者もいるという。良くないことなので、今後はこの ような役目は禁止すべきこと。 (68 頁)

「宮古島諸締帳」 惣聞、布筑、原佐事、むれ佐事、山芋掘人、野菜佐事。

以上、資料から見える百姓役目について紹介してきたが、八重山には女頭、藍遣人、布晒 人という正女の役目が見える。宮古では確認できない役目である。とりあえず正頭の百姓役 目と頭迦の百姓役目をそれぞれ一覧表にまとめてみた。

# ○ 村々の百姓役目一覧

<b>O</b> 13	/ /	·								
資料役目	与世山 規模帳	富 川 規模帳	所遣座 例帳	諸締帳	ネフスキー	旧慣地 方制度	請願書	旧慣租 税制度	下地町誌	備考
村筑	102条			36人		36人		0		貢納免
惣 聞	207条	35条			0		36人		36人	
地佐事			72人	72人	72人	72人	72人	0	72人	夫賃免
村佐事	103条	36条	144人	144人		144人		0		11
紺 屋			70人	74人	108人	74人	108人	0	72人	11
馬佐事		200条	12人		10人程			0		11
遠目番人			54人			54人		0		11
山ノヒヤ			72人	72人		72人		0		"
蔵/ヒヤ		184条	12人			12人		0		"
小与佐事			12人			12人		0		"
下代		184条						0		"
布 筑	130条	95条			72人		72人		72人	

筑				72人			
島筑				0			
サバクリ		95条		0	72人	72人	
親飼養				0			ウヤチカナイ゜
可被追遣者				0			ワーイグナ
組頭				0			
山 番						(伊良	部村誌)
佐 事		184条					
アサジ					〇 3人		請願書
原佐事			0				
むれ佐事			0				
山芋掘佐事	199条		0				
野菜佐事	"		$\circ$				
牛皮佐事	"						
海藻佐事	"						
俵佐事	102条						

# ○ 頭迦の百姓役目一覧

資料 役目	与世山 規模帳	富 川 規模帳	所遣座 例 帳	諸締帳	ネフスキー	旧慣地 方制度	請願書	旧慣租 税制度	下地町誌	備考
大爺僕	180条			72人	72人	72人				大ちゃ
手代	184条							0		
小横目	182条			108人						
海廻り	182条									
山 当	182条									
馬供					0					
宿 番	73条	35条			36人					

○印は役目の項目だけがあるもの。

# おわりに

百姓が勤めた役目にどのようなものがあったのか、人頭税社会で百姓がいかに村役人に 虐げられていたのか、を浮き彫りにすることが本稿の目的でもあった。しかし、目的を達 したとするにはほど遠い。繰り返しになるが以下のことを確認してまとめとしたい。 「請願書」によれば、惣聞 36人、 地佐事 72人、藍屋人 108人、 布佐事 72人、サバクリ 72人には僅かだが栗年俸が支給されている。1人宛の支給は惣聞は6升6合、地佐事・布佐事・サバクリは8合3勺、藍屋人は5合6勺である。しかし、一木書記官は「手代下代(蔵元小使)ノ外別ニ俸給ヲ受クルコトナク唯貢納免許(村筑)又ハ夫賃免許ヲ受クルノミ(地佐事以下)」と述べている。「請願書」には「アサジ」という百姓役目に年俸3俵が支給されているが、その役目の内容も定員も不明である。

定められた以外の役目に筑、島筑、布筑、親飼養(ujacikanaz)、可被追遣者(wa:iguna)組頭(fumgassa)などあまり知られていない役目もみえる。伊良部地域特有な役目なのだろうか。ただ「筑」については明治23年に来島した塙忠雄は「本島の文子ノゴトシ」と述べている。(「宮古・八重山両島巡回日誌草稿」『温故叢誌』平成8年所収)

百姓に役目を負わす時は、役人らは賃米を払うことになっていたようだが実行されていないと、与世山親方は役人らの不正を指弾している(182条)。役人らの思惑で百姓の役目を作ったり、無報酬で雇い入れたりすることが日常化していたのであろう。それ故か、 百姓の負担を軽くするため原佐事、むれ佐事、山芋堀佐事、野菜佐事、牛皮佐事、海藻佐事、俵佐事などが廃止されたのであろうか。

百姓の役目と言うわけではないが、職業としての畳細工、木細工、鍛冶細工、瓦細工、桶細工、多良間紙漉などが見える(沖縄県旧慣租税制度)。その総数は不明だが夫賃栗が免除されている。彼らの夫賃栗も残りの百姓が負担することになる。細工人を使う際には手間米を払うことが決まりであるが、食事だけを与えてすましているので、与世山親方は法定通りに手間米を支払えと通達している(58条)。

「取締」(tulsimi)という役目がみえる。吏員より徴発若くは所望する鶏、鶏卵、魚菜等を人民より取り纏むる係のこと(国仲寛徒。下342頁)だが、この役目は百姓なのか士族なのか明確でない。

八重山では百姓の女にも女頭・藍遣人・布哂人などの役目が負わされている (「富川親 方八重山諸島村公事帳」)。宮古では見られない役目であり、大きな違いである。

ニコライ・ネフスキーの『宮古方言ノート』をもとに百姓の役目を見てきたが、役目の 実態が今ひとつ把握出来ない状況である。法で定められた役目には夫賃免除の恩典が与え られているが、それ以外の役目には手間米を払ったかどうかさえも危うい。また夫賃免除 された役目の者も手間米を貰える決まりだったようだ。いずれにしても資料の紹介のみに とどまった感は否めない。ただ以下のことは確認できたのではないだろうか。

①「規模帳」や「公事帳」などで定められた役目(役職)には貢納免除あるいは夫賃免除という見返りがあったこと。

- ②その任期は「無期」であること(「沖縄旧慣地方制度」)。
- ③ただし、大ちやの任期は5年(51~55歳の頭迦の老男)で無報酬であること(「宮古島 諸締帳」)。
- ④少なくとも明治期における定められた百姓役目の総数は380人(「請願書」)とも494人(「一木書記官取調書」)ともいわれること。
- ⑥資料に見える以外の役目も負わされていたのか、その実態は不明であること。
- ⑤法定外の百姓役目は順繰りに勤めさせることになっていたこと。
- ⑦いずれにしても役目を負わされた百姓は、公務以外の私用に使われることが日常化していたらしこと。
- 尚、本稿で扱った資料の頁数は以下の書籍によった。
- 1、ニコライ・ネフスキー『宮古方言ノート(複写本)』(平良市教育委員会・2005)
- 2、 宮古島市史資料 3「与世山親方宮古島規模帳」(宮古島市教育委員会・2010)
- 3、『沖縄県史料』前近代 6・首里王府仕置 2 (沖縄県教育委員会・1989) 「富川親方宮古島規模帳」
- 4、『沖縄県史料』前近代 7・首里王府仕置 3 (沖縄県教育委員会・1991) 「富川親方宮古島諸村公事帳」「多良間島公事帳(抜粋)」 「宮古島所遣座例帳(書抜)」
- 5、『沖縄県史料』近代 3・尾崎三良、岩村道俊沖縄関係資料(沖縄県教育委員会・1980) 尾崎三良「沖縄県視察復命書」
- 7、『平良市史』第4巻資料編2・近代資料編(平良市役所・1978) 「沖縄県宮古島々費軽減及島制改革請願書」「一木書記官取調書」 「上杉県令先島巡回日誌」
- 8、『南島探験1』笹森儀助・校註東喜望(東洋文庫411 平凡社・1980)
- 9、『沖縄県史』21・旧慣調査資料(琉球政府・復刻 1989) 「沖縄県旧慣租税制度」「沖縄旧慣地方制度」
- 10、石垣市史叢書2「与世山親方八重山島規模帳」(石垣市役所・1992)
- 11、石垣市史叢書3「富川親方八重山島諸村公事帳」(石垣市役所・1992)
- 12、石垣市史叢書 7「翁長親方八重山島規模帳」(石垣市役所・1994)
- 13、石垣市史叢書 14「富川親方八重山島規模帳」(石垣市役所・2004)
- 14、『下地町誌』(下地町誌編纂委員会・1950)
- 15、大川恵良『伊良部郷土誌』(1974)